

広域物流網利用促進事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日
総合政策部総合交通課

(趣旨)

第1条 県は、本県広域物流網の維持・充実を図るため、予算で定めるところにより、本県内発着の海上定期航路又は貨物鉄道を利用して貨物の輸送を行う事業者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者（以下「運送事業者」という。）又は運送事業者に貨物の輸送を委託する者（以下「荷主」という。）。
- (5) 次に掲げる貨物輸送（以下「補助対象貨物輸送」という。）のいずれかを行う者。

輸送手段	貨物輸送	区分
本県内発着の海上定期航路を利用する場合	県内港から県外に向けて行う貨物輸送	ア
	県外から県内港に向けて行う貨物輸送（ただし、長距離フェリーによる貨物輸送を除く。）	イ
本県内発着の貨物鉄道を利用する場合	延岡駅又は南延岡駅から県外に向けて行う貨物輸送（佐土原オフレールステーションから延岡駅を経由して県外に向けて行う貨物輸送を含む。）	ウ
	県外から延岡駅又は南延岡駅に向けて行う貨物輸送（県外から延岡駅を経由して佐土原オフレールステーションに向けて行う貨物輸送を含む。）	エ

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、補助対象貨物輸送に要する経費とし、それについての補助額は、別表第1により算定された額とする。

(事業計画の認定)

第4条 補助事業者は、事業計画申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。ただし、県内に事業所を有しない者にあつては、第4号及び第5号の書類は不要とする。

- (1) 事業(輸送)計画書(別記様式第2号)
- (2) 事業(輸送)計画書(別紙)(別記様式第3号)
- (3) 申請代表者記載書(別記様式第4号)
- (4) 県税に未納がないことの証明書
- (5) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第12号)

2 知事は、前項の規定による書類一式が提出された場合は、当該書類の内容を審査し、補助事業者としての認定の可否について通知する。

(事業計画の変更及び中止)

第5条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、第1号の場合においてその変更が別表第2に定める重要な変更以外の変更である場合はこの限りではない。

- (1) 別表第2に定める事業計画の重要な変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。(別記様式第11号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。

(事業計画の認定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が第4条第2項の規定による認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する補助事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他認定を取り消すことが相当であると知事が認めたとき。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助事業者は、規則第3条の規定による交付申請については、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の完了する日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 規則第3条に定める交付申請は、規則第14条第1項の規定による実績報告を兼ねるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業(輸送)実績報告書(別記様式第6号)
- (2) 事業(輸送)実績報告書(別紙)(別記様式第7号)
- (3) 収支精算書(別記様式第8号)

- (4) 補助対象貨物輸送実績に関する証明書（別記様式第9号）
- (5) 補助事業者が運送事業者の場合は、荷主からの輸送依頼を証明する書類の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第9条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに規則第11条の規定による事業遂行状況報告書（別記様式第13号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第13条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第15条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（書類の提出部数等）

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（努力義務）

第17条 本要綱に基づき補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後も、可能な限り本県内発着の海上定期航路及び貨物鉄道を利用した貨物輸送に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県物流競争力強化事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県物流競争力強化事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県物流競争力強化事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る広域物流網利用促進事業費補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助金額算定表

	補助区分	補助金額の算定方法
I 基本額	荷主が、前年度及び前々年度中に補助対象貨物輸送を行ったことがない場合	補助対象貨物輸送について、附表の輸送手段、種類及び規格の区分に応じ、同表「単価」に定める金額をそれぞれ乗じて得た額の合計額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下「実績額」という。)
	荷主が、前年度及び前々年度中に補助対象貨物輸送を行ったことがある場合	上記実績額から、前年度及び前々年度に行った補助対象貨物輸送に基づく額（年度毎に実績額を算出し、それらを足した額を2で除して得た額）を減じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
II 各割増 （ I 基本額 に 加算 する 額 ）	基本額が 250万円以上の場合（貨物量による割増）	基本額を 0.2倍した額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
	第2条第5号に掲げる表の区分イ、又はエに該当する場合（下り荷割増）	同上

	補助区分	補助金額の算定方法
II 各 割 増 （ I 基 本 額 に 加 算 す る 額 ）	<p>次のいずれかに該当する場合（立地企業等割増）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷主が、宮崎県企業立地促進要綱（平成19年7月1日宮崎県商工観光労働部企業立地推進局定め）第3条に基づく立地企業の認定を受けた日（複数回の認定を受けている場合は直近の認定日）の属する年度から10年以内の場合 2 荷主が、宮崎県企業成長促進プラットフォーム運営及び成長期待企業認定要領（平成28年9月1日宮崎県商工観光労働部企業振興課定め）第6条第2項に基づく成長期待企業（地域中核的企業育成・強化事業実施要領（平成27年7月1日宮崎県産業振興課定め）第4条に基づく地域中核的企業を含む。）の認定を受け、当該認定に係る事業を実施している場合 	<p>基本額を 0.2倍した額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>
	<p>「ホワイト物流」推進運動自主行動宣言書を「ホワイト物流」推進運動事務局に提出し、当宣言書に基づく取組を実施している場合（ホワイト物流割増）</p>	<p>同上</p>

附表

補助額単価表

輸送手段	種 類	規 格	単 価
海上輸送	トラック (単 車)	全長 8 m以上	1 台あたり 8, 0 0 0 円
	トレーラー (シャーシ)	全長 8 m以上	1 台あたり 1 0, 0 0 0 円
	コンテナ	4 0 フィート	1 個あたり 1 0, 0 0 0 円
		2 0 フィート	1 個あたり 5, 0 0 0 円
鉄道輸送	コンテナ	2 0 フィート	1 個あたり 5, 0 0 0 円
		1 2 フィート	1 個あたり 3, 0 0 0 円

(注) 表にない種類又は規格により輸送した場合は、その輸送力に応じて、個別に知事が補助額を決定する。

別表第 2 (第 5 条関係)

事業計画の重要な変更

事業計画申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に係る一部又は全部の変更
事業(輸送)計画書	<ul style="list-style-type: none"> 事業の概要のうち、輸送する貨物の種類や輸送先の変更 輸送する輸送機関、区間の変更又は期間の短縮
その他補助事業計画申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項に係る一部又は全部の変更

別記様式第 1 号から別記様式第 13 号まで次のように改める。